

# 五反田 ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

## 新春

2017

50号

発行者  
五反田法律事務所  
〒141-0022  
東京都品川区東五反田 1-13-12  
いちご五反田ビル5階  
TEL 03 (3447) 1361 (代表)  
FAX 03 (3447) 1538  
<http://www.gotandalaw.com/>

新年あけましておめでとうございます



スイーツ好きなヒヨドリはサクラの蜜も大好き。蕾から蜜を吸おうとするヒヨドリの姿は愛らしくもあり、自然の厳しさを伝えているようでもある。  
撮影者 伊藤次彦

昨年、世の中の大きな転換点となる一年だったので  
はないでしょうか。

アメリカの次期大統領選挙では、おおかたの予想を覆し、極端な保護貿易主義や移民排斥を訴えたドナルド・トランプ氏が勝利しました。また、イギリスのEUからの離脱を問う国民投票でも移民や難民の入国制限などを主張した離脱派が勝利しました。

これらはいずれも近年のグローバル化の流れに異を唱えるとともに既存の政治体制に対する不信任を表明したものと云えます。

他方、国内でも参議院選挙の結果を受けて、いよいよ憲法改正へ向けた動きが現実化してきています。憲法は国家の統治の基本を定めるものです。憲法改正は約70年続いた現在の憲法下での国の在り方を大きく変えてしまいう可能性もあるものといえます。

これらの動きが将来どのような結果をもたらすのか予測することは困難です。しかし、後になり、こんなはずではなかったと後悔することだけは避けなければなりません。社会の変革期において我々にできることは、世の中の動向に注意深く耳を傾け、過去の歴史から謙虚に学び、目先の利益だけにとらわれないこと、責任ある判断と行動をすることではないでしょうか。次の世代、或いはその次の世代にも誇れる社会を築き上げていけるように心がけたいと思います。

事務所所員一同、目の前の課題を一つ一つ丁寧に解決するため全力で取り組んでいきたいと思っております。  
本年も、何卒よろしくお願いたします。

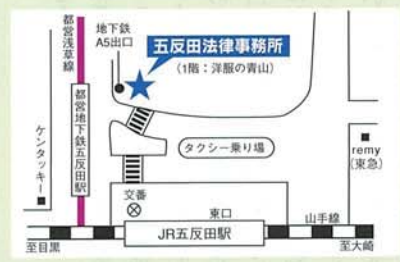
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 弁護士 富澤 伸江 | 弁護士 亀井 時子 | 弁護士 民部田正史 |
| 弁護士 鳥海 準  | 弁護士 千葉 一美 | 弁護士 甲斐 朝美 |
| 弁護士 田島 浩  | 弁護士 佃 俊彦  | 弁護士 真野 亮太 |
| 弁護士 千葉 恒久 | 弁護士 千葉 俊彦 | 弁護士 串山 泰生 |
| 弁護士 針ヶ谷健志 | 事務所一同     |           |

### 法律相談のお知らせ

お気軽にご相談ください。  
☎ 03-3447-1361

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。  
尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。  
受付時間は平日午前9時～午後6時です。

相談料30分 5,400円



# 子どもと共に

皆様も、子どもに関するニュースを耳にされることも多いと思います。「もっと子ども達の想いに沿った弁護士活動を」という想いから、今回、学習塾の経営等を通して、長年の間、多くの子ども達を見守ってきたエルムアカデミーの代表である矢沢宏之さんにお話しを伺いました。



「今の子ども達って、どんな悩みを抱えているんだろう?」

**甲斐** 本日はお忙しい中をありがとうございます。早速ですが、自己紹介をお願いいたします。

**矢沢氏** (以下敬称略) エルムアカデミーの矢沢と申します。1960年に品川区の戸越銀座に生まれました。品川育ちで、ずっと地元公立の小中、高校は大田区ですけど都立の田園調布高校に通い、東京学芸大学に行きました。大学5年の時、エルムアカデミーを他の仲間達と一緒に立ち上げました。

エルムは創立32年になります。約10年前、いわゆる塾だけではなく、様々な子ども達が大人になっていくので、それらを受け入れる場として、ラーメン店「麵処はるにれ」やWEBの仕事立ち上げ、NPOとして発達障害の子たちの支援も立ち上げました。もともとは学習塾ですけど、そこを基にして様々な事業を展開していく。ただ中心にあるのは子ども達。若者達が生き生きと暮らせるようなモノを作っていきたい、そういう社会を作っていく一助になりたいという理念でやっています。

**富澤** 私は、2002年10月に弁護士登録、五反田法律事務所に入所しました。子どもに関する事件に興味があり、少年事件や家事事件、学校問題に関する事件等に取り組んできました。縁あって、東京都の児童相談所の協力弁護士として

います。

**甲斐** エルムは創立32年という話ですが、エルムとしてのお子さんとの関わり方、活動を教えてください。

**矢沢** エルムアカデミーの塾の特徴として、いわゆる学習塾ですので小学4年生から高校生・大学受験生までいますが、一度入塾するとやめないですね。だから、長いスパンで子ども達、親達と関わられるのが1つの特徴だと思います。私たちが若者支援などの事業活動を作ってきたのも、卒業後も相談に来る子ども達を見ながら、事業を作ってきたということなんです。もう一つは、学校の勉強が出来るようになるのはもちろん彼らにとって自己肯定感を育みますよね、エルムには学校の勉強が出来ない子が多いですから、自己有用感や自己肯定感とかそういうモノを彼らに付けさせたいというところで、勉強以外にも大きいのは行事ですね。エルムには様々な行事があります。一番大きな行事は、小学生ですとキャンプ、中学生ですと合宿になります。

中高生の合宿は7泊8日です。例えば、数学でしたら紙でタワーを作る競争をしたり、国語でしたら詩をじっくり読んでみんなで作ってみたい、いわゆる教室でやる勉強とは一線を画す勉強をしています。また、平和をテーマにして劇を作ってもらっています。平和と言っても、自分たちの身の回りの問題、学校の問題やいじめの問題、友だち関係の問題とか、戦争との関係では沖縄戦

## 対 談 × 春 新

の問題を取り上げるとか、様々な自分たちが思っていることを上げていくことをやっています。**甲斐** エルムの卒業文集の中に、エルムでの思い出として脚本係になって不安だったけれど、仲間達が喜んでやってくれたというエピソードが書かれています。

**矢沢** 自分がやったことを周りが受け入れてくれるのがエルムです。学校現場って、周りが批判的だったり、馬鹿にしたりとかがあります。エルムはそういうのではないので、彼らがやったことをきちんと周りが受け止めてくれ、それが次の一歩になる。その信頼感、安心感というのがエルムの教育のベースになっていると思います。

### からかいの芽を摘む

**甲斐** 富澤弁護士は弁護士と子どもの関わり方として、どのような経験をしましたか。

**富澤** 子どもと関わる時って、弁護士の場合は何か問題が起きてからなんです。例えば、刑事事件でお子さん自身が被害者になる場合です。また、児童養護施設から独立する時、大人の手助けが必要になる場合があります。そういう時にお子さんの代理人として生活のサポートをしたり、対立しているご両親との対話に入って調整したりという活動もあります。あとは、一般的に少年事件、いじめ、教師と生徒の対立、退学等の学校問題で弁護士として関わることがあります。ここ数年、弁護士会で、都内の小中学校を対象に弁護士会のいじめ予防授業という出張授業もやらせてもらっています。

**矢沢** 実は、エルムの中でもいじめって起こるんですよ。最初は、「からかい」とか、結構そういうのはあります。その時、エルムではどうするかという、教員が毅然とした態度を取ることが大事にしているんですね。つまり、当事者同士で解決させない。周りの子ども達を入れて、「きちんと見るんだ」という形にしています。何が実際に起こっていて、その中で、周りはどう感じていたのか、僕ら教員がどう思っているのか、とか。



エルムアカデミー 矢沢 宏之さん

当事者で解決して、「お前がやったんだから謝れ」と言っても、「じゃあ、わかった」で済ませるのではなく、やっぱり、



弁護士 富澤 信江

**甲斐** いかにも重要なことをしてしまっているのか、子ども達が気付かず、いじめに発展するという事ですね。

**矢沢** だから、周りは、傷ついていないと思ってるんですよ。だけど、本人は傷ついている。だけど、傷ついたって言えない。それを言える環境を作っていかなくないといけないし、周りも気づいてあげて、「そういう言い方で、傷ついているんじゃないの?」って。そういうことが言える関係性が非常に大事だと思っんですね。

**甲斐** いじめの問題もそうですが、今の子どもたちは、どういう問題を抱えていると感じますか。

**矢沢** やっぱり、今、一番顕著なのはLINEなどのSNSですね。それらをきちんと使いこなせていない、それに依存した関係があったりします。そこは非常に危惧します。

**富澤** 情報を発信することの重みとか、知識も無かったりして、軽い気持ちで、すごいことをやってしまったりする。結果として、重い責任が跳ね返ってきて、初めて、「ええっ」というようなことでもあります。

**矢沢** 「キモイ」「うざい」「死ね」とか言葉にして、相手に送りつけたり。使い方のものが、大人達もそうだと思うんですけど、きちんと確立されていないから、彼らにとっては非常に危うい感じはしますよね。

**富澤** 依存の関係のこともありますね。

**矢沢** エルムの合宿では基本的に中学生は携帯電話は禁止なんです。そういう時、じゃあ携帯が無くてどうなのかというと、全然普通に生活しているか合宿は出来る。あと、合宿中はテレビも無いんですよ。それで面白い生活なのかっていうと全然違って、やっぱり仲間と一緒にモノを創るとか、話し合うとかっていいことはすごく楽しいし、人と人が触れ合いながらモノを生み出す、その実感を味わっている。だから、携帯には依存しなくてもいい生活があるんだって、理解し

新人紹介

はりが やたけし  
針ヶ谷 健志 弁護士



昨年12月に弁護士登録し、五反田法律事務所へ入所しました。針ヶ谷健志と申します。

福島県三春町という桜が有名な町で出生し、5歳ころからは東京の杉並区で育ちました。父親が会社の出張として海外へ行くことが多く、海外の出来事に興味を沸かせていたため、大学では国際関係学を専攻し、国境をまたいだ社会問題について学んでまいりました。将来は外交官にでもなろうかと考えていたと思います。

そのような中、国際法(国際社会を規律する法規)を学ぶ機会がありました。すると、法による問題解決しようということに何か惹かれるものがあり、また、社会における法律家の役割の重要性を感じるところもあったことから、法律家になることを決意しました。

司法修習の中では、社会問題に関心がある修習生同士で交流をする、弁護士会の活動に参加するなどし、弁護士となった際の具体的な活動を意識することができました。

私は周囲から聞き上手と評価されることがあります。今後、そのような個性を生かしつつ、思わぬ不利益を受けた方々の声に耳を傾け、最善な紛争解決と最善な社会の実現に全力を尽くしてまいります。

ているわけですね。ただ、やっぱり東京に戻ってきて、それがあればそれに依存してしまう。そのジレンマはありますけど、携帯電話など無い世界を経験しているかどうか、すごく大事だと思いますね。

子どもの揺れに寄り添って

**甲斐** 子どもに対してどのように接するのか、一貫して大事にしている考えはありますか。

**矢沢** やっぱ、私たちが一番思っているのは「子ども達の最善の利益をどう追求していくのか」というのが、エルムの役割だと思っただけです。当面、勉強で苦しい思いをするかもしれないけど、その先に彼らの道があるならば、私たちが、一生懸命教えるし、その先の進路を見させることが、とても大事なことです。闇雲に勉強している子達がいるから、そうじゃなくて、今の大変さがどこに繋がっているのか、とてつもない思いを、見させてあげるとい

**甲斐** 富澤弁護士は、子ども達に接する上で気を付けていることはありますか。

**富澤** 子どもに対して、大人の依頼者に対しても、基本的には同じです。子どもだからって説教したりすることはなくて、お子さん一人一人結構よく考えている。あと、彼らが何を考えてどうしたいのか、そこをまず核として大事にするようにしています。ただ、やっぱり、まだ未熟な部分もあるんですよ。例えば、直面している問題で手いっぱいになってる時もあるので、大人の視点でもう

少し先を見据えて、「本当にこの子のためには、それでいいんだろうか」という視点は持つようになっています。

**甲斐** そういう意味では、まず子どもと対話し、じっくり話を聞いて、そこから子どもの感情や思いを汲み取るということですか。

**富澤** そうですね。やっぱり、話を聞かせてもらうと、子どもはすごく納得する。「こんなに話を聞いてもらったの初めて」というお子さんって結構多いんですよ。

**矢沢** どうしても大人達は先が分かっているから。本当は、子どもは、いろいろ語りながら自分、「あーじゃないか、こーじゃないか」と考えながら行けばいいんだけど、大人はもう先が見えているから、「こうだ」と言ってしまう。例えば、高校受験の時、「自分は高校に行きたくない」と言っても、「高校は行ったほうがいい」と大人達は決めつけてしまう。最終的には行ったほうがいいと思うけど、その中で彼らがなんで行きたくないと思っているのか、彼らがどこに行きたい気持ちがあるのか、その揺れを大人達がちゃんと聞いてあげて、その上で結論を出せばいいんだけどね。

**富澤** 子どもの揺れに寄り添って、一緒に揺れながらあげるといい。

**矢沢** やっぱ「共感する、してあげる」ということですね。

**甲斐** 結論を急ぐのではなくて、寄り添いや共感の時間を経てこそ、信頼関係ができた、礎になったりするんですね。

HIROYUKI YAZAWA × NOBUE TOMIZAWA × ASAMI KAI



弁護士 甲斐 朝美

高校と一貫してエルムは関わっている。そうすると、親がずっと見てきたのと同じ様に、子ども達の成長を見られる。親と一緒に喜べる訳ですよ。

**矢沢** 人間的共感を持ってない、関係性を絶ていく若者達を見ていると、やはり、じっくり話を聞かれてないし、自分自身が閉じこもってしまうというのが非常にありますね。

大人が元気になるれば、子どもも元気になる

**甲斐** 御両親に対する関係では、特に気を付けていることはありますか。

**富澤** 基本的には、お子さんに関する事件の場合、最初に子どもの利益を一番に考えてやらなきゃいけないよと伝えます。例えば離婚とかの依頼者だと、依頼者に楯突くような話になることもありますが、依頼者には、お子さんの福祉を第一に考えますので、その点を親御さんに説明します。

**矢沢** エルムには父母の会があって、父母の会は父母の会で役員さんを決めて、自分達でエルムの行事に協力したり、一緒にエルムと行事をやったりしています。そういう中で、やっぱり親同士が繋がることが出来ます。例えば、不登校の問題だったり、私達が「こーじゃないですか」とか言ったとしても、親じゃないですよ、私達は。親としての苦しみや悩みを、父母の間で共有できるんですよ。

**甲斐** 乳幼児に比べ、小学生、中学生になるほど、親の登壇場面はないから、親が悩み事を打ち明ける場面って本当に用意されてないんですね。

**矢沢** 親達が悩み事や子育てを語って、大人が元気になるれば、子どもも元気になる。親が変わっていかないと、子どもは変わっていかない。

**富澤** 本当にそうですね、一人の親としても実感。事件でも。

子どもと繋がる

**甲斐** もうひとつのエルムの特徴は、子ども達親達と長い付き合いをすることだと思っただけです。その話を聞かせて下さい。

**矢沢** 例えば、小学校だったら6年間、中学校だったら3年間、お子さんがいて、その子自体をずっと、一貫して見ているのは、親だけなんです。高校と一貫してエルムは関わっている。そうすると、親がずっと見てきたのと

の成長を見られる。親と一緒に喜べる訳ですよ。

**甲斐** 弁護士活動の中での長期的支援については、難しい点があるかと思いますが、富澤弁護士としてはどのように感じますか。

**富澤** 長期的支援としては、未成年後見という事件があり、裁判所から親権者として選任された子どもと関わる場合があります。他の事件だと、事件が終結すると、そこで普通は関係が終わり、連絡をとる必要はなくなるんですけど、お子さんの事件については、何か困った事があると、お子さんから連絡をくれたり、私からも連絡をしたり近況報告があったりなんてこともあります。

**矢沢** やっぱ、繋がれる大人がいらないと。

**富澤** そうですね。やっぱり本当にそうです。

**甲斐** 最後に、今日の感想をお願いします。

**矢沢** 先程言ったように、いろんな人と繋がって、すごく大事な事だと思っただけです。子ども達にはいろんな人と繋がって、関係性を持つてもらいたい。是非、そういう意味では、今度、うちでいじめ予防授業をしてもらいたいなと。

**富澤** 矢沢さんのお話を伺って、本当にすごいなと思っただけです。子どもの事件を扱っていると、自己肯定の低い子がいる、みんな自信がないんですよ。でも、エルムに行くと、多くのお子さんが自己肯定感を取り戻したり、やってみようと思ったり、成長していくっていいのは、それは凄いなって。エルムは、自分の居場所なんだと思っただけです。エルムは、自分の居場所なんだと思っただけです。エルムの大人を信頼して、何か自己実現をしていけるって、そういうのは本当に素晴らしい。エルムは心の拠り所になっている。改めて、弁護士として、おこがましいですけど、自分もそういう存在になりたいなと思っただけです。

今回、改めて「子どもの話をじっくり聞くこと」「子どもと繋がること」の重要性を教えてくださいました。しっかりと胸に刻み、今後も「子どもと繋がること」ができる弁護士を目指して活動したいと思っています。

※エルムアカデミーの取り組みを、ホームページでは是非ご覧下さい。  
※子ども・若者などの相談を受け付けています。何でもお気軽にお問合せ下さい。  
ホームページ <http://elm-ac.jp/>  
電話 03-6784-5969

## 成年後見について



弁護士 串山 泰生

### はじめに

「後見」とは、物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」と呼びます。)に、援助者をつけることで、ご本人の法的な権利を守り、支援する制度です。

ご本人が未成年者の場合を「未成年後見」、ご本人が成年者の場合を「成年後見」と呼びます。「成年後見」は、援助者の選び方によって「法定後見」と「任意後見」に分けることができます。ここでは「法定後見」と「任意後見」の違いを見てみましょう。

### 法定後見って?

法定後見は、ご本人が、認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないときに、ご本人、配偶者、四親等内の親族などの申立てにより、家庭裁判所が援助者を選任する制度です。ご本人の判断能力に応じて「後見」(判断能力がまったくない場合)、「保佐」(判断能力が著しく不十分な場合)、「補助」(判断能力が不十分な場合)の3種類に分かれ、それぞれ「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」が援助者になります。

### 任意後見って?

任意後見は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、予めご本人の選んだ代理人(「任意後見人」といいます。)に、生活全般や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約(これを「任意後見契約」といいます。)を結んでおき、ご本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、任意後見人がご本人の代わりに財産管理などの事務手続きを行う制度です。「任意後見契約」は、公証人が作成する公正証書によって結ばなければなりません。

将来、ご本人の判断能力が不十分な状態になったとき、「任意後見監督人選任の申立て」を家庭裁判所に行うことで、「任意後見契約」の効力が発生します。この申立ては、ご本人やその配偶者、任意後見人、四親等内の親族などが行うことができます。申立てがなされると、裁判所は任意後見人を監督する「任意後見監督人」を選任します。「任意後見人」は裁判所が選任した「任意後見監督人」の監督を受け、財産管理などの手続きを行うこととなります。

**任意後見や法定後見のご相談は、当事務所にて承ることができ、お気軽にお問い合わせください。**

# 「緊急事態条項」の危険性

弁護士 真野 亮太

自民党が平成24年に憲法改正草案を発表しました。この憲法改正草案中の「緊急事態条項」が、昨年4月の熊本地震後に再び注目を集めています。

「緊急事態条項」とは、他国からの武力攻撃や地震等による大規模な自然災害が発生した際に、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定することができることを定めた条項です。この条項に基づいて「緊急事態」と宣言されると、国会による法律に基づかず、内閣のみの判断によって私たち国民の権利の制約ができるようになります。この「緊急事態条項」は、現行憲法には規定がありませんが、東日本大震災をきっかけにその創設がクローズアップされました。

これだけ聞けば、みなさんは、大規模な自然災害という緊急時には、国民の生命と安全を守るため、政府に権限を集中させることは必要と考えるかも知れません。

しかし、大規模な自然災害に対しては、災害対策基本法が整備されています。しかも、同法は、東日本大震災における政府の対応についての検証と首都直下地震や南海トラフ地震などに対する

科学的知見を踏まえて2回の大改正がなされています。ですから、大規模な自然災害に対しては、現在の災害対策基本法で十分に対応することができると言えます。

また、東日本大震災における混乱は、法律の不備というよりも、防災計画策定や避難訓練などの行政による「事前の備え」の不十分さに原因があると言われています。さらに、東北沿岸部の首長からも、「(災害対策のためには政府への権限集中ではなく)現場に権限を下ろしてほしい」との声があがっています。

これらのことからすれば、大規模な自然災害等に備えるために、憲法を改正して「緊急事態条項」を創設する必要はないということとなります。

かえって「緊急事態条項」は、権力者によって濫用されてきた歴史があります。

第2次世界大戦時のドイツにおいては、当時最も民主的・先進的と言われたワイマール憲法がありましたが、ナチスが、「同憲法に規定されている「緊急事態条項」と同趣旨の「大統領緊急令」を濫用して政敵を倒し、その後、全権委任法によってワイマール憲法を無力化して独裁体制を築くことになりました。また、日本においても、明治憲法には、「緊急事態条項」と同



## 「相続・遺言セミナー」へのご招待

弁護士 千葉 恒久

**「相続や遺言の基本をわかりやすく、かつ実践的に話す。」**

これが当事務所の「相続・遺言セミナー」のモットーです。このセミナーは、われわれ弁護士が日々の仕事のなかでしばしば抱くこんな思いから始まりました。

「あー、もし遺言を残しておいていたら…」  
相続をめぐるトラブルは増える一方です。近い身内の関係であればあるほど、ひとたびこじれてしまった関係を解きほぐすのは大変です。残念ながら、相続をめぐる紛争は誰にでも起こり得る厄介な問題になってしまったようです。ですが、簡単でもいいから遺言を書いておいていただければ、残されたご家族の方々の状況は大きく変わります。セミナーが目指しているのは、そんな「事前の備え」の必要をご理解いただくこと、そして



適切な備えができるよう弁護士としてお手伝いさせていただくことです。

ですが、簡単そうでいて簡単ではない、というのも遺言のむずかしさです。残された方々の関係への配慮が欠けた遺言は紛争をかえって拡大させかねません。遺留分をめぐる争いが代表例ですが、セミナーではそうした紛争を防ぐための工夫についてもお話しさせていただいております。

ぜひ一度、セミナーをのぞいてみてはいかがでしょうか。

**今回は、相続・遺言と並びご相談の多い「不動産にまつわるトラブル」についての無料個別相談会を、2月1日(午後)に当事務所にて開催します。ぜひご利用ください。**

趣旨の「緊急勅令条項(明治憲法8条)」があり、関東大震災後には、この条項に基づく勅令によって言論弾圧が行われました。  
このように、「緊急事態条項」は、歴史的に見て、権力者によって人権を不当に抑圧するために利用されてきた危険な条項なのです。

さらに、自民党の憲法改正草案における「緊急事態条項」については、①緊急事態が宣言される発動要件を法律で定めることができ、②緊急事態の期間に制限がなく、③規定できる対象にも制限がないため、政府の思うままに濫用されるおそれがあるという問題もあります。

以上のように、大規模な自然災害に対しては、災害対策基本法などの現行法によって十分に対応が可能であり「緊急事態条項」はその必要性が乏しく、むしろ濫用の危険性が極めて大きいという問題があります。

したがって、国家権力を制限して人権を保障するという憲法の機能を損ないかねない「緊急事態条項」は、憲法改正によって創設されるべきではありません。